

**2025年度「民間地域クラブ活動の都大会参加について」の確認事項**

※この確認事項は、毎年修正・改良を行う事とする。

**(1) 都大会（予選会）に参加できるチーム**

- ①都中体連に登録された、公私立中学校バレーボール部
- ②都中体連に登録され、各市区町村の教育委員会・都中体連で取り決めたルールに従って編成された公私立中学校バレーボール合同チーム。  
※各市区町村の教育委員会が推進する重点校[市区町村内生徒でバレーボール希望者はA中学校・バスケットはB中学校]は合同チーム扱い。行政が示したルールに従って編成されていること。
- ③民間地域クラブ活動  
※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された民間地域クラブチームの参加は認めない。（その中学校に部活動チームが無ければ可）  
※民間地域クラブ活動のチームと中学校部活動チームとの合同チームの参加は認めない。
- ④行政主導地域クラブ活動  
※行政から委託された運営団体が指導者を派遣、または行政が直接指導者を派遣して活動する団体。
- ⑤拠点校方式チーム  
※在籍校に希望する部活動がない場合に市区町村教育委員会もしくは東京都教育委員会や中学校校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済措置として市区町村内の拠点となる学校で受け入れて組織されたチームであり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

**(2) 都大会（予選会）に参加できる民間地域クラブ活動とは****①～⑨の条件を全て満たしているチームとする。**

- ①（公財）日本中体連からの発信「全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例」に記載されている内容を網羅していること。
- ② JVA-MRS（東京都中学校体育連盟バレーボール競技部）にチーム登録をしていること。
- ③所在地が明確であること。
- ④募集要項やホームページ等で公募していること。
- ⑤年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。  
JSPO 公認の指導者資格を有する者が指導に当たっていること。
- ⑥成人の指導者が常時指導に当たっていること。
- ⑦チームや団体として規約があること。
- ⑧ JVA-MRS（東京都中学校体育連盟バレーボール競技部）の個人登録が完了していること。
- ⑨各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。

### (3) 民間地域クラブ活動の大会参加にむけての中学校体育連盟登録について

① 登録 …都中体連バレーボール競技部 競技委員会で受付

② 認定方法…下記の2点を審査する。

○JVA-MRSでのチーム登録

○都中学校体育連盟(HPからダウンロード)からの様式による「登録申請書」等の提出

③ 申込期間…令和7年度の夏の選手権大会に出場するには、令和7年4月18日までに、

チーム登録、個人登録、都からの様式による「加盟申込書」の提出が済んでいること。

この申請は毎年更新する。

### (4) 大会出場について

①全ての選手・スタッフは、都大会予選より全国大会まで、一人同一1チームの登録とし、二重の登録はできない。

※1 他県を含めて重複出場はできない。

※2 これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効とする」等の罰則が発生する。

②各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。○○A・○○Bは認めない。

### (5) 選手の移籍について

民間地域クラブ活動については、都中体連バレーボール競技部が設定した期間(4月18日)の加盟申請後の移籍は認めない。

但し、一家移転など、やむを得ない場合は、民間地域クラブ活動については認定者の認定があればこの限りではない。

### (6) 大会運営について

①民間地域クラブ活動による参加の場合、大会運営役員を合わせて担う。

②大会派遣旅費について

民間地域クラブ活動からの大会役員は、自らが所属する団体で負担する。

### (7) 予選の進め方

各市区町村の予選会(各ブロック大会等)から参加をする。